

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話 03)261-7079
振替 東京0-158431 労金 東京劳金本店 No.50234

購読料 || 月額 400円 6カ月前納制

もくじ

■卷頭言■

アフリカの食糧危機の原因 2

教育荒廃克服の“標的” 3

教職員の「資質」問題(一)

資料(1) 臨教審第二部会の素案(要旨) 9

国鉄「答申」の問題点とわれわれの要求 11

—国鉄労働者支援共闘会議「基調報告」(二)—

アフガニスタンの選挙と“欺瞞のドクトリン” 17

二カラグア憲法の審議はじまる 18

旬刊社会通信

NO. 281

一九八五年一二月一日

(毎月一日・二日・二二日三回発行)
一九八五年一二月一日

■卷頭言■

アフリカの食糧危機の原因

すでにここ一五年以上にわたってアフリカはきわめて深刻な食糧危機に見舞われ、人口のはぼ三分の一にあたる一億五〇〇〇万人が飢えに苦しんでいる。この悲劇の原因はどこにあるのか？ 食糧危機の根底には、まず第一に植民地時代の遺産があることは疑いない。ゆがめられたアフリカ農業は都市化と人口増のテンポに見合う食糧増産を確保できない。主要食糧の七〇一九〇%は自然・半自然農法に頼っており、これに農民の都市への移住（七〇年代には人口の自然増を三割強上回る勢い）が追いうちをかけている。

七〇年代半ばまでは食糧需要は全体的にそう高くなく、輸出収入で国内生産と消費のギャップを埋めるための食糧を輸入できた。だがその後食糧需要が大幅に高まる一方で、世界の資本主義市場でのインフレによって輸出収入が「目減り」し始め、アフリカ諸国で食糧供給システムが支障をきたし、しかも農業不振が定着してしまったのだ。これに干ばつと世界の資本主義経済の定期的な不況によるアフリカ諸国の輸出収入の激減が重なった。

買付け価格の引き上げによって食糧生産を奨励しようとする努力も、インフレと資金不足のため実を結ばなかった。これに加えて多くのアフリカ諸国政府が都市住民を政治基盤にしていところから、主として輸入食糧による都市の食糧供給に力を入れ、それがいつそう国内の農業生産への投融資の可能性を減少させていた。内需より輸出に力が入れられているのに、生産者の収入は余りに低く、現地住民の需要をまかないきれるだけの主要食糧の増産を同時にいかるためのテコになれないのだ。このように、アフリカ農業は一方で必要な量の食糧を確保できず、その反面、アフリカの輸出生産の価格下落によって農業を振興させる資金も、単に外国から十分な量の食糧を買いつけるための資金もない、という悪循環に陥っているのだ。

このような状況の下で長期にわたる干ばつはアフリカにとって正真正銘の破局となつた。多くの国は外国からの食糧援助に依存しており、その際食糧供給の改善だけでなく、何十万人もの生残が問題になっている。西側諸国はこのアフリカの悲劇をアフリカ諸国に自らの指示に従わせるために利用しようとしている。とりわけ、世界銀行の報告にはこうした「処方箋」がまとめられている。最新報告「着実な発展途上にあるサハラ以南諸国」では、アフリカ諸国が世銀の勧告する改革の実施に同意するという条件で財政援助の意向が示されている。その改革というのは、西側の手本にならった資本主義の発展を促すために、最も貧しい層の何百万人もの人々の利益の犠牲を強いるものだ。

ところが帝国主義諸国のマスメディアや政治家はアフリカの飢えの原因として「政情不安」、すなわち社会主義志向諸国と内外反動との闘争の要因を第一にあげている。帝国主義者は、エチオピア、モザンビークといった国の国内情勢の解明に焦点を合わせることによつて、アフリカの飢えが社会主義志向と結びついていると世界世論に印象づけようとしているのだ。だが実際には、社会主義への道を歩んでいる国々は、最も貧しい層を含めてあらゆる階層の住民への食糧供給を改善するために全力を傾けている。これら諸国が反動との闘争や反動から受けた被害からの回復のために資金の大部を費せざるをえないのは、これらの国の責任ではない。

現在、食糧危機克服の問題には、政治志向にかかわりなく大半のアフリカ諸国が直面している。問題の根本的解決には、総合的な社会・経済戦略の作成が必要だ。しかしこの戦略は、世銀の処方箋にしたがうことではない。単純な解決方法は存在していない。アフリカの新興諸国は、解放された諸国の根本的な社会変革を妨害している内外反動勢力に反対し、そうした変革によってアフリカの飢餓に終止符をうてるような状況を作りだす新国際経済秩序の確立をめざす困難な闘争を強いられている。

教育荒廃克服の「標的」

— 教職員の「資質」問題（第一回）

一 臨教審の本質と教育労働者の任務（二）—

一 はじめに

周知の通り、臨教審第一次答申は六月二六日に答申された。

本誌でも、これまでに何度か臨教審の狙うものについての批判と暴露、そしてこれとのたたかいについても提起してきた。五月一日（二六四）号は「いま日教組が教育臨調を一般的教育問題としてとらえるなら、とりかえのつかない事態におちいる危険性がある。日教組六〇万人中、二〇万人が職場を追われることになりかねない。この攻撃は『教育』の看板をかかげた日教組破壊の政治攻撃である。この本質をまず全日教組の共通認識とすることが重要だろう。そのやり方は、第一に生徒に対する能力主義教育である。第二は、教師に対する能力主義管理である」と指摘している。この指摘通りに臨教審審議は着実に、迅速に進行している。

とりわけ、八六年四月予定の基本答申（来春の通常国会での法案成立にむけ、一二月にも△中間報告▽がおこなわれるかもしれない）にむけて△教師にたいする能力主義管理▽が着実に進んでいる。この何回かの△連載▽では、日教組破壊にむけた臨教審内外の論議と、これと真正面から闘うべき日教組運動の現状についてのべてみたい。

この小論は、「競争原理導入をめざす——臨教審の本質と教育労働者の任務」（本誌二六五号）「二一世紀にむけた政府・独占の教育政策」（同二七〇号）に引き続く内容と問題意識に立って提起したから、それらと関連されつつ一読いただければ幸いである。

なお、八六年四月の基本答申に最大の焦点を合わせつつ、教育労働者の能力主義管理と、その団結体である日教組の破壊・解体攻撃、あるいは日教組それ自体の翼賛化をどういう手法で展開しようとしているのか、この点についての批判分析をもおこないたいと考えている。

したがって、教育労働者攻撃に先行（？）する民間産業労働者（組合）や公企体労働者（組合）の場合の実際についての報告が、本誌読者から併行しておこなわれることをも期待しておきたい。

二 行革路線と同一基盤の「資質向上」攻勢

六月二六日の臨教審第一次答申は、「時代の進展に対応する教育の実現を目指して、教育基本法の精神にのっとり審議を進めてきた」として「もとより、国民が強く解決を望んでいるいわゆる教育荒廃の状況や……また、教育改革の基本的考え方との整合性を考慮した」と冒頭でのべている。

この文章の本意はこうである。つまり、教育基本法それ自体には「のっとらないで」、「国民が強く望んでいる教育荒廃の状況（克服ではない）は「一応概観しつつ」も、「政府・独占の願う教育改革との整合性を最も考慮した」ということに他ならない。

だから、この文章に引き続いて「本審議会は、責任の重さを十分自覚し……国民の期待にこたえるべく真剣に努力する決意である」が「しかしながら、今次教育改革の成否は、第一に政府の対応いかんによるが、ひとりひとりの教師、ひとりひとりの親、すべての教育機関および学ぶ者自身を含めて教育に関係する者と全国民の改革への意志、子どもや孫たちへの愛情と責任感にまつところが大きい」と述べている。

約三万字におよぶこの「答申」の性格は、この「はじめに」を一読すればわかるとうるものである。教育臨調、臨教審がその路線としては、第二臨調に集約される行革路線の延長線上に見事に位置づけられ、その精神も見事に反映している。つまり、臨教審の出す教育改革の処方箋にそって「全国民の改革への意志」と「愛情と責任感」が必要だというのである。政府の対応も重要だが、それ以上に国民の側に責任がある、と断言しているのである。家庭・地域・企業が自立・自助の精神で“活力ある福祉社会”的実現を、そしてまた、「日本丸の安心と安全」を強調した第二臨調「基本答申」とまつたく軌を一にしているということに他ならない。

国家財政が、「危機」に陥った真の原因を隠蔽しつつ「赤字」宣伝を中心軸にすえて「国家的大事業」としての「行政改革」を「国民運動」として推進し、国民の意識それ自体を自立・自助に向かわせしめ（その意味で憲法理念の放棄を国民に迫り）、これに抵抗する労働者とその組織の解体を目指したのと同一の手法である。この意味で、「教育」の看板をかけた日教組破壊の政治攻撃」なのである。

それでは、次に以上の問題意識にそつて第一次答申の該当部分を検討してみよう。

「第一部『教育改革の基本方向』では、「我が国の教師は、教育指導上困難な点があるにもかかわらず、その努力によって教育水準を維持してきたことについては評価されるが」と一応は、教職員がいわゆる「教育荒廃」情況下で悪戦苦闘しながら日本の教育の崩壊を喰い止めていることに賛（敬）意（？）を表している。しかし、引き続き「一部には指導力の不足した者や使命感に乏しい者もみられる」と後段で本音を吐いてみせ、「また、校長がリーダーシップを發揮できず、学校の適切な管理運営が行われないことから、諸問題に対する適時、適切な対応が困難となり、学校、教師に対する尊敬や信頼を薄くさせている状況がある」とのべる。

この「答申」文のどこに「教育基本法の精神」があるか。教育基本法第十条（教育行政）は「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負う」「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われる」とのべている。歴代自民党政権や文部省が、これを無視し形骸化し続けてきたことは一顧だにしない。この立場から、当然にも次の論理が展開されるのである。「答申」はこうのべる。つまり、「現在の学校はともすれば教師中心の発想になり、子どもからものを見る姿勢が乏しくなりがちである。また、父母や地域に対して閉鎖的であり、家庭、学校、地域の間の協力が不十分になっている」と。ここでも、父母や地域から教職員を隔離したのは誰かが不間に付されているのである。一例をあげれば、教育委員の公選制を任命制に改悪してから久しい。学校・地域・父母の連帯と協力で学校教育を地域住民と密接な場にたち戻そうとする教育委員の準公選の運動を圧殺している者への批判も見当

らない。

こうした「第一部＝教育改革の基本方向」に立って、「第二部＝本審議会の主要課題」では、本稿の目的である△教育の資質向上▽が登場する。

つまり、「現状の教育荒廃を克服し、教育活動の質的水準を高めるためには、教員の果たす役割がとりわけ重要である」とした上で「職員には、児童、生徒に対する教育愛、高度の専門的知識、実践的な指導技術が不可欠である」と、これまでの教員があたかもこうした資質に欠けていたかのように描き、「また、学校教育を活力あるものとするためにも教員としての自覚を高めるとともに、その専門性の向上を図る必要がある。このため、教員の資質向上の方策について、養成、採用、研修、評価などを一体的に検討する」と結論するのである。

それだけではない。こうものべている。「学校の適切な管理運営を確保することは、教育の正常な実施のために、極めて重要なことである。このような観点から校長の権限、学校の組織など学校の管理運営について見直しを行ふ」と、今後の検討方向を明示してみせるのである。

しかし、「第二部＝当面の具体的改革提言」では、この点にはまったく触れないのではないか。その理由を次に考えてみるとよい。

それは、臨教審第一次答申であえてのべないこと、そのことこそが彼らの企図する方向、流れに教職員を自然に導くことができるという政治手法に他ならない。事実、教育労働運動の内部、一部には、主張者の主觀的意図とは別にしろ、「教師の自己変革」論ともいいうべき潮流が序々に大きな流れになろうとしている現象がある（この点の詳細な批判は改めておこなう）。これが第一の原因であり、目的もある。

第二は、八六年四月の「基本答申」に盛りこむべき内容の圧倒的多くは、すでに多方面からの「提言」「報告」として現実に存在するということに他ならない。アドバルーンは数多く打ち上げられ、臨教審の任務はこうした「報告」「提言」を再整理することにあるということである。詳細は別途紹介する「初任者研修制」「教職適格審査会制」「教職者早期登録制」「教育陪審制」「教育オンラインマン制」も、こうした脈絡上で理解すべきだと思う。

三 すでに出来た「教職員対策」案

六月の「第一次答申」後、臨教審は精力的に△教師の資質問題▽を検討したことはすでにのべた。臨教審第三部会（有田一寿部会長）が十月七日まとめた素案（資料参照）は次の通りである（詳細の批判は次回）。

「新任教員研修」では、一年間の研修義務を負うものとし、この間、退職教員の中から採用された指導教員がマンツーマンで指導するといふもの。問題教師の排除を目的とした「教職適格審査会」は、都道府県教委が任意に設置できる教育長の諮問機関といふもの。ここでは、一般的な問題教師の審査のほか、初任者研修の終了者をもれなく審査するものであるという。

一方、「優秀教員」の顕彰は同審査会とは切り離し、別個の制度として検討するとしている。

このほか同案は、教職員への「社会人の活用」をとりあげ、教員免許をもたない社会人に対し、都道府県教委の判断で十年程度の期限付きの特別免許状を発行できるなどの新制度の創設も提唱している。

有田は、初任者研修制について「明治以来、政府の諮問機関が同趣旨の提案を数回行つたが、すべて挫折した。今回の案が実現すれば日本の教育史に残るし、教職適格審査会制」については、「日本の風土では定着しにくい機関だが、定着させねばならない」とのべる一方、こうした△教師の資質向上▽対策案は「決して日教組対策ではない。問題教師といつてもスト参加教師のことではなく子どもに悪影響を与える教師のことだ」「日教組は臨教審が出したことなら何でも反対声明を出すけれども、ここが不満だというなら答えるし、説明に出かけてもよい。教員の資質向上でもっといい案があれば教えてほしい。教育をよくしようという点で日教組と臨教審は同じ立場のはずだ」と挑発的なことものべている。

しかし一方、冷静に考えれば、先に紹介した教育労働運動内部の潮流の存在とその思想・路線の行き着く先を予め見通した上で、の発言とも読みとれる。この点については、今後さらに突っこんで検討してみたい。

さて、それでは教育労働者の資質向上、つまり「思想変革」を打ち出した、ここ二一三年の経過のポイントを再整理してみよう。

第一は、自民党的教育問題小委員会が一九八一年一月に発表した「教員の資質向上に関する提言」。そして、この提言をもとに「教育職員の免許法改悪案」が第一〇一国会に提案されたが日教組等の抵抗の前に廃案となつた（自民党は再度同法案を提出しようとしている）。この「提言」は、「教員採用制度の改善」「教員研修の改善」「教員養成及び免許」の三つからなつており、「本委員会は、この報告の諸提言について、今後その制度化・立法化に引き続き取り組み、早急な実現を図るようにしてほしい」という結論の第一歩が、先にのべた免許法改悪案の国会提案にいたつたことは言うまでもない。

この「提言」の全文は『社会主義』（八四年九月緊急号外）△資料▽に掲載されているが、臨教審が検討している構想内容の基本部分はこの「提言」で言い尽くされている。自民党はすでに、臨教審を舞台とする教職員対策の結論を八一年に出しているのである。

第二は、松下幸之助が主宰する世界を考える京都座会が八四年三月におこなつた「学校活性化のための七つの提言」（本誌、第二六五号資料参照）である。

この「提言」では「二一世紀の社会に対応し得る教育、それはあらゆる教育の場において、公正な競争原理が機能するものでなければなりません。超高度な技術、そして多様化された社会は、多様かつ優れた人材の輩出を要求するでしょう。そのためには、学ぶことに意欲のもてる学校をつくること、すなわち生徒同士の競争ばかりでなく、先生同士にも、よりよい教育をめざして、自由に競争できるような条件をつくり出し、よき教育が普及し、悪しき教育が淘たされるようになります。正しい競争のないところに、成長も発展もありません。正しい競争から逃避し、意欲を欠いた先生のもとでは、子どもたち一人ひとりの個性に即した教育が出来るはずはないと思います」とのべ、民間レベルから臨

教審の下絵を見事に描いてみせたのである。

そして、具体的提言として、「三、意欲ある人を先生にすること」として、「現行の教員免許制度を改めて、適性と能力、そして意欲のある人なら、たとえ一般社会人でも隨時、常勤または非常勤の教職に就きうるようになります。そして、いったん教員になつた人々にたいしては、さまざま形での研修を充実強化し、場合によつては再選抜制、あるいは任期制の導入も考えてみる必要があるでしょう」と述べている。ここで「提言」は、先の自民党的「提言」とほぼ共通したものであり、「一般社会人」の登用のみが異っているだけと言つてもよい。そして、この「提言」は先に紹介した臨教審の素案に盛りこまれているのである。

第三は、文教懇（文化と教育に関する懇談会）「報告」にみる曾野綾子の個別意見である。文教懇「報告」とは、八四年三月、つまり、中曾根内閣が一〇一国会に臨教審設置法を提出した同時期に、彼の私的諮問機関が「報告」したもののことである。この「報告」も、臨教審答申の重要な資料となつてゐる。

この「報告」には「共通意見」に続き個別意見がのべられている。委員の一人である曾野綾子は「教育荒廃は、教師が自ら労働者だと宣言し、教師の人権闘争をストライキによって展開しようとした時に始つた」とのべた。これが暴論であり、歴史的事実を知らない者がだけが吐くことができる無知、そういう批判ができると同時に、われわれと反対の立場から批判としてはきわめて正直な本音であることも事実なのである。曾野流にわれわれの立場からの自己批判を書くとすれば、「教師が労働者としての任務を十分に理解できず、教師の人権闘争それ自身をも十分に組織し、展開し切れなかつたことから、結果的に教育荒廃情況を許してしまつた」と言える。このことは、たんに教育労働者だけの問題（責任）ではないことも事実であろう。あらゆる意味での「荒廃」した今日的社会情況の現出を許した労働者階級自体の問題（責任）であるといふことである。

第四は、日経連の労問題「報告」（八五年度版）である。「報告」は、「教育改革が政治的日程にのぼつてゐる今日だが、偏重した教科書の存在、教師は聖職ではなく、一介の労働者に過ぎぬという一部教師団体の主張等と、学校教育の改革の中で論議されなければならぬ問題はあまりにも多い」とのべている。

この「報告」は、八五春闘の目前の一月におこなわれ、臨教審第一次答申に引き続く八六年四月予定の基本答申のポイントをすでに示唆している。独占資本の拠点＝日経連の主張・意思是、この事実一つをとつてもいかに政府＝国家の意思に直接的に見事に反映されているか、あるいは、両者間の一定の調整作業の時間的配分をも考慮しながら方針化されているか、がわかるといえよう。

第五は、八五年三月に財界の調査研究機関である日本経済調査協議会（日経協）の「二一世紀に向けて教育を考える」と題する「提言」である。

ここでは、家庭や企業などの意識改革を強調する一方、学校教育について「正しい意味での競争」が必要とのべ、これにもとづき「教師社会にも競争原理」を働くさせるべきだとして、勤務評定を機能させるよう提案している。「教師間の競争が極めて不完全なことが、多様なニーズに対応し得ない教育の画一化、保守化・硬直化をもたらし、ひいては多様で

ユニークな能力の発見や創造性の開発を妨げてきたといえよう。教師の世界に競争原理が働くなければ、今後、優秀な教師を確保することも困難になる」と断定している。すでにおわかりの通り、京都座会の「提言」をふまえ、それを一步具体化した「提言」である。

以上、臨教審を側面（土台）から考えるいくつかの「提言」「報告」を概観してきた。臨教審第一次答申は、こうした「提言」「報告」がすでに出揃っていることを前提に、しばらくは臨教審内部での「おしゃべり」の経過をバラバラに発表しつつ、基本答申では「見事な」提言をおこなうにちがいない。先に紹介した△素案▽は、臨教審内部での一定程度の調整の結論とみることができる。

四 「資質向上」（以前の）問題とは何か

臨教審第三部会長有田は、「教育の自由化」論争（？）を香山と大々的に展開したといわれる。その有田が「基本答申」をめざしてさらに大ハッスルしている。先にみた通りである。

「教育陪審制」を一時期大々的に打ちあげ、そしてさらに巧妙で悪質な「適格審査会」制を開拓している。

有田は「教育陪審制度について」なる文書で、「戦後の教育において、学校の荒廃が始まる前に教師の荒廃が始まっていたと指摘できる」とのべ、曾野綾子と同一思想基盤から論理を展開し、「極端な例」として「M教員の問題」といわれる「問題教師」をやり玉にあげる。その結論が「教育陪審制」なのである。

それでは、八四（昭五九）年度の公立学校教員の交通事故、争議行為を除く懲戒処分・分限処分状況をみてみよう。

〔註〕懲戒処分とは、「職務上の義務に違反、又は職務を怠った場合、あるいは全體の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」の降任、免職、休職等の処分である。

分限処分とは、「勤務実績不良、心身故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、職に必要な適格性を欠く場合、心身故障で長期休養を要する場合」等の降任、免職、休職等の処分である。」

懲戒処分は二九七人（うち免職二八人、停職三四人等）、分限処分は三八三四人で免職は一四人である。公立学校教員総数は約一〇六万人である。これにたいして、懲戒・分限処分者のうち免・停職者数が七六人という数字は多いか少ないか。

この判断をここでは保留する。しかし、もつとも重大だと考えるのは、分限のうち病気休職者数三八〇八人のうち、精神性疾患数が九八四人にのぼっていることである。そしてまた、この精神性疾患数とその比率は、この六年間の推移でみると着実に伸びている。つまり、七九（昭五四）年一七・九%が一八・八%、一九・二%、二二・七%、二三・一%、そして八四年度は二五・八%になっているのである。

この点についての詳細なデータと分析は次号に譲るが、ここで強調したいのは、「傷害」「詐欺」「脅迫」「懲戒」「体罰等」「服務違反」「飲酒事故」（分限）等による処分者

に標的が合わされているのではなく、これは口実に過ぎないということ、眞の狙いは当面、体力こそが最大の武器といわれる超多忙な教育現場から、病休職者を、とりわけ精神的疾患者を放逐することにあるということであろう。彼らにとつては△資質向上▽以前の問題だからである。

そして次には、本来の狙いである「組合追随型に必要以外に強く入りこんでいく教師」（前掲有田文書）にたいする攻撃と制裁が加えられることは明らかであろう。

「第一次答申」は、「今次教育改革を審議する」に当たっては、昭和四六年中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（いわゆる中教審答申・路線）の答申を検討の際の資料としたとのべている。同時に、「この四六年答申の諸提案については、その後の時の経過をふまえ、今日的視点に立つて、これを見直し」たとのべている。

ここでいう、「今日的視点」とは臨調・行革の視点・路線であることは言を待たないだろう。

以上、ここでは第一次答申内容とその周辺の「提言」「報告」、行革路線との関連性について概観してきた。そして、冒頭で指摘した「政治攻撃」の一部について触れてみた。次回は、有田たち臨教審が企図している△教職員対策▽の詳細な内容とその批判、教育労働運動内部の反応と「教師の自己変革論」批判を中心に情況報告と当面の実践課題について考えあいたい。

（つづく・K）

資料 臨教審第三部会の素案（要旨）

- 1、教員の資質向上の基本的取り方 教員に必要とされる資質・内容を吟味し、教員養成に期待すべき内容と、採用後における初任者研修あるいは現職教育において習得すべき内容を見直し、資質向上の方策について抜本的改革を図る。
- 2、大学における教員養成 （教育実習）その役割、方法について検討する必要がある。（教職に関する特別の課程）教職課程をとらなかつた学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じて半年から一年程度の教職に関する特別の課程を設置できるようにする。
- 3、採用 不適格な教員を採用していれば、研修等を充実しても教員の資質向上は徒勞に終わるであろう。このため、採用方法の改善を図る必要がある。

（選考の改善）採用に当たっては、面接、論文、実技・体力テスト・適正検査等の重視、学生時代のクラブ活動・ボランティア活動等の評価の重視により、選考方法の多様化を図るとともに、選考体制を整備充実する。特に、面接は、回数を増やし、時間をかけ、丁寧に行う必要がある。選考に際し実習校における評価が適切に反映されるよう教育実習の評価の積極的な活用を図る。

（採用手続きの早期化）教員採用の内定時期が諸種の事情により民間企業等に比べ遅れがちであるので、志望者の登録、試験時期、採用内定時期等を含め、採用スケジュールの

早期化を図る。

4、初任者研修制度 国公立の小・中・高等学校及び特殊教育諸学校の新任の教員に対して実践的指導力と使命感を養い、かつ、教員としての適格性を判定するため、採用後一年程度の研修制度を導入する。

新任教員に対しては、採用後一年は、指導教員の指導下における教育活動の実務及びその他の研修を義務づける。この場合の指導教員としては、当面、指導力のある退職教員を採用する。

研修期間と対応して、条件付き採用期間は、現行の六ヶ月から一年間に延長し、教職に必要な適格性を欠くものについては、教職適格審査会の審査結果に基づき、教職につかせない措置をする。

なお、この研修制度は、新任教員の実践的指導力を培うことを主眼とし、ただ、その過程等で明らかに教職に適しないと判断される者に限って、必要な措置をとるという機能を持たせるものである。したがって、新任教員に対し、いたずらに不安感を与えることのないよう、運用に十分配慮する必要がある。

5、現職教育（後日発表）

6、社会人の活用 広く社会一般から教育に熱意を持つ優れた人材を学校教育に導入しうる措置を講じ、学校教育の活性化を図る。

特別の免許状 都道府県教育委員会の判断で教員資格を認定できる方途を講ずることとし、このため、例えば一〇年程度の期限付き 更新可能 の特別の免許状を創設する。
（非常勤講師制度の活用）社会人の受け入れを促進するため、非常勤講師制度を活用することとし、非常勤講師として教材の一部領域に係る授業を担当する場合には、学歴等にかかわらず教壇に立てる措置を講ずるものとする。

7、教育適格審査会の設置 （設置）都道府県教育委員会に 教職適格審査会 を設置する。審査会は、都道府県教育委員会からの諮問に応じ、教員としての適格性及びるべき措置について調査審議し、都道府県教育委員会に意見を述べるものとする。

審査会の構成員は、都道府県教育委員会が委嘱する。構成員は二〇／二五人程度で、任期は二年、二年ごとに三分の一は入れかわることが望ましい。

所掌事項 新任教員の条件付採用期間の終了に際しての適格性の審査

教員としての適格性を欠く者（懲戒処分対象者を除く 及びとするべき措置の審査

（審査手続）新任教員については、都道府県教育委員会は、その条件採用期間の終了に当たって、市町村教育委員会 指導教員 校長等の指導記録等を添えて審査会に付議する。

教員としての適格性を欠くと認められる者については、事実関係の調査結果を添えて、審査会に付議する。なお、審査会は、人生に係わる決定権限を持つものなく、審査結果について意見を述べるものであり、都道府県教育委員会は、その意見を得て、分限免職その他の処分を課する等必要な措置を講ずるものである。

8、教員の意欲、自己啓発の奨励方策 教員に対しては、専門職として、職責の重大性を自覚し不斷に研さんし努力することを求める同時に、教員に対する顕彰の制度等の方策の充実を図ることや、優秀な成績で勤務した教員に対して研修休暇を付与するなど、その意欲、自己啓発の奨励方策についても検討する必要がある。

「答申」の問題点とわれわれの要求

2、答申の問題点

(1) 国鉄は「破産」していない（本誌第二八〇号に所収）

(2) 政府・財界の責任を不問

「答申」は、国鉄についての政府・財界の責任を何ら問うていません。しかし、そのことこそが大問題です。「巨額の債務を累積させた大きな責任は政府にある」「それは何より政府の責任であることを強調したい。国鉄経営悪化の大きな原因が、過去の政策にあり、その解決に国民の負担を求める以上、国鉄労使を批判してすませる段階は過ぎたと知るべきだ。」「政治が姿勢を正し、責任を明確にすることが、国鉄改革の大前提である。」（七月二七日付朝日新聞社説）とあるように、政府・財界の責任こそが問われなければなりません。政府と財界は、よく知られてきたように、一貫して国鉄を食いものにしてきました。政府・自民党は国鉄の意向を無視して政治線を押しつけました。東北・上越新幹線の終点は盛岡、新潟といずれも首相経験者の地盤です。また、新幹線についてみれば、私たちの調査でも驚くべきことが判明しています。例えば、新幹線の工事現場には、次のような看板がかかるべきです。

東北新幹線 通勤別線	
設計・管理	日本国有鉄道東京第三工事局
施工	清水建設株式会社

この看板からわかるように、新幹線の工事では、確実に国鉄に赤字が押しつけられる一方で、ゼネコン会社に確実に膨大な黒字が計上されていくのです。

政府と財界は、国鉄という赤字会社をつくりあげることによって、負担と責任をすべて国鉄に押しつけ、ゼネコンだけは一方的に膨大な不公正利益を吸いとるというしくみをつくってきたのです。高度成長期から現在まで一方的に吸いつってきたこのような不公正利益は財界から国鉄に返還されなければなりません。そうすることによってこそ国鉄の重建をはかるべきです。

また、政府がつくりあげてきたシステムも批判されるべきです。道路建設には七〇・二%の公的助成を行いながら、鉄道建設にはわずかに一・八%しか公的助成を行わないといふ不公正な資金援助の制度。フランスでは国鉄に七三・四%の国家援助がなされていると、日本では国鉄にわずか二五・三%しか国家援助がなく、ヨーロッパ諸国が国鉄に単年度決算を採用し、毎年の赤字は国家予算で消却し、利息を生みだすような余地を発生させていないのに、日本では採用しないなど国有鉄道のあり方としては問題のある制度を政府は採用してきました。このことはマスコミも「政府や行政が国鉄に何かを求める場

合、財政的補償をすべきだった。西欧諸国と違つて、毎年度の赤字をきちんと補てんせず、借入金でやりくりしてきたことが、債務をふくらませ」（七月二七日付朝日新聞社説）できたと批判されているのです。

更に政府は日本国有鉄道法にもとづき法的責任も追及されるべきです。日本国有鉄道法の立場は明白です。まず人について、一九条は、総裁を内閣の任命とするばかりか、副総裁、理事までが運輸大臣の認可としています。金についていうと、第四章会計で、予算、決算のすみずみまで政府にコントロールされ、事業内容についても、第三十九条の二で、毎年、運輸大臣に提出しないと予算がおりません。そして第五十二条は「日本国有鉄道は、運輸大臣が監督する」と、個別事項の監督ではなく、包括的監督を位置づけています。まさに、人、金、事業、監督と政府が行っているのです。このようにみてくると、国鉄の経営問題とは政治そのものの責任であることが判明するのです。政府はまず国民にその施策の誤りについて謝罪をこそしなければなりませんし、中曾根内閣が正義ぶって「再建」するなどということは全くおかがましいことだといわなければなりません。

民間企業の場合、破産法、会社更正法が適用されると、経営者の権限は全面的に停止され、公正な第三者として位置づけられる裁判所の監督のもとに、弁護士などが管財人となって経営陣の代行がはかられます。それが破綻した経営再建のルールとなっています。

このことをみても、国鉄の再建問題とは、まず政府の権限こそが停止され、公正な第三者による分析と管財業務がなされるべきことをもとめているのです。

(3) 解消されない土地の疑惑

「答申」は、国鉄の土地、二、六〇〇ヘクタールを五兆八千億円で売却するとしています。しかし、「答申」は、それが一体どこの場所を、どのくらいの面積で、いくらの値段で売却するのかその特定をひとつも提示していません。私たちは、まず、その資料の公開を強く要求いたします。

場所 面積、値段が示されないもとで、その全面的批判は困難ですが、それでも問題点はただちに判明します。

まず、五・八兆円、一、六〇〇ヘクタールとは七八八万坪で、一坪平均七三万円とみて売却するというのです。しかし、駅に近い国鉄の一等地が坪七三万円という安値であるはずがありません。実際、東京駅の土地は坪一億円といわれ、「不動産関係者によると、このうち東京駅に隣接した超優良地である国鉄本社用地については、今春から『坪一億円』という値踏みがされているという。」（七月二九日付毎日新聞）と報道され、新宿の土地は坪六千万円、汐留の土地は坪四千万円ともいわれる場所です。

また売却等がいわれていた新鶴見、大宮、錦糸町、大阪の梅田の跡地に、東京、新宿、汐留の跡地をあわせるだけで一六〇ヘクタール（「答申」のいう二、六〇〇ヘクタールのわずか六%）となります。それだけで時価五・五兆円にもなります。その一六倍の土地が五・六兆円というのですから「答申」の値段がどれほどバカ安値かは明白です。国民の共同財産ともいべき国鉄の土地を財界にたたき売るようなことを許すわけにはまいりません。しかも、「答申」は、売却可能とされる土地を膨大に残し、それを民間化された企業の資産として、公売制度からはずし、私企業の自由処分にまかせる方法まで許そうといふのですから驚くべきことです。

そもそも国鉄の土地は国家百年の計にたって安易な処分を許してはならないものです。

国鉄の土地は、国鉄の企業活力の源泉のひとつであつて処分しては意味が半減します。また、貨物線跡にしても、将来、エネルギー効率などからみて、鉄道貨物の復活がいわれる時のためにも、安易な処分をしてはいけないのです。

国民にとっても公共用地は、民間に払い下げるのではなく、緑地帯として、スポーツ用地として、避難場所として確保しておく必要があります。このことは、「しかし、用地売却をふやすことは、新会社の鉄道経営を補強する関連事業を開拓する上で有力な経営資源を失うことになる。それだけではない。いま売却対象にあげられている用地は大都市周辺のものが多いはずだが、いったん私有地化された公有地は二度と公共目的に使えない。大都市周辺の残り少ない公有地は、できる限り計画的に公共目的に利用することが望ましい。」(七月二七日付毎日新聞社説)と指摘されることがあります。

特に、私たち大都市で闘う運動主体としては、この問題を暴露し闘うことが大事と考えます。

(4) ほど遠い本来の再建策

「答申」は、再建という名のもとに、国鉄の解体を進めようとしているわけですが、その結果、経営危機の企業を再建する際にもちいられるセオリー、本来の再建策に全くそわない内容になっています。あらためてそのことを強く指摘し、逆に本来の再建策にそえは国鉄は充分再建可能であることを明らかにする必要があります。

① 不可欠な債権者リスト

企業再建のために、まず必要なことは、債権者のリストを作成して、債権者の協力を得ることです。企業が順調な経営状態の時には利息を含めて債権者は債権の回収を行えます。が、企業が経営危機に至った時には、利息の軽減、債権の棚上げ、債権の切り捨てなど債権者の協力を得ることは、この資本主義社会でも当然のこととされています。このことは、会社更正法でも認められる法的権利となっている内容です。そのためには債権者が一体誰で、幾ら債権を持っているか、いつ借入したのか、利息は何%か、これまで国鉄は利息、元金含めて幾ら返済しているのか、そのことがまず分析され、国民の前に明らかにされなければなりません。「答申」は、 국민に一兆七千億円という膨大な債務を負担させるとしているわけですから、国鉄からもうけにもうけてきた財界、債権者が一体誰で、どれだけもうけてきたのか当然、「利害関係人」である国民の前に公開されなければなりません。ところで、国鉄の借入金の利息は、いろいろあるとされていますが、仮に、マスコミで報道されている七%と考へてみた場合、どうなるでしょうか。まずこれは高利であるといわなければなりません。金融の利息とは、相手の信用力、企業の性格によって低利となったり、高利となったりしますが、国鉄事業が公共事業であること、国鉄には膨大な資産があり、信用力抜群であること、債権者側は財閥として、建設・土建、機械など貸し付けた金額はまた利益となって戻ってくることなどからみて、個人の住宅ローンなどの七%とは明らかに高利なのです。私たちとしては三%の利息であったとしても決しておかしくないと考えています。

また、七%の高利を国鉄が支払っていたとした場合、一体どうなるのでしょうか。仮に国鉄がはじめて赤字となつた昭和三九年、東海道新幹線開通の年に借入した債務についてみてみましょう。今まで毎年利息を返すだけだとみても二年間返済すると次のようにになります。二年間×七% = 一四七%すなわち国鉄は、元金一〇〇%をこえて四七%も多く返済していることになります。更にそれでも利息しか返済されていないとして、元金が丸々残っています。

かつ、これからも毎年七億の高利がとられているということになるということです。

民間の倒産争議の場合、責任の追及と債権者の協力を求めて、背景資本攻め、金融資本攻めという運動が展開されています。このような運動を、国民の協力をうけて行なうことを中心として、債権者の協力をうることをこそ、まず追及すべきではないでしょうか。

② 利息のかからない資金の導入

再建のために、利息のかからない資金を導入することが必要とされます。サラ金整理のためには、親戚の人から、出世払いということで借入するわけですが、企業の場合は資金の増額という手続きを考えられます。日本国有鉄道法第五条は、「政府が必要があるとみとめるときは、予算に定める金額の範囲内において、日本国有鉄道に追加して出資することができる。」としており、政府が適宜増資を行なうこともできます。また場合によつては、債権者に、増資「株」を買い戻し条件つきで一時譲渡して、借入金と相殺することさえ可能となります。増資手続きによって債務を大幅に軽減することができるわけです。

また、国家資金の大胆な援助を直接行なうことも検討されるべきです。この点からみて、「答申」は大変な矛盾をもっています。すなわち、「答申」はいろいろなことを述べていますが、結局、膨大な国家資金を現在の国鉄に導入するとしています。その国家資金をそのまま今後の国鉄に導入するなどいうことになるでしょうか。国民負担とされる一六兆七千億円、三島基金、国鉄負担軽減分などの援助分を各年度にわけて計算するとその総額は一兆七、五〇〇億円と試算されています。この金額は、八三年度国鉄決算の赤字分の一兆六、六〇〇億円をこえて、実に国鉄が九〇〇億円という黒字経営に転化してしまうことを意味しています。

③ 国鉄企業の活力性の分析を

債権問題については、その企業の活力性について、充分分析し、そのための条件整備が可能かどうか検討すべきです。

この点については、「答申」は不充分ながらも随所に「本音」を出しています。たとえば、「答申」はヨーロッパの国鉄と比較して、ヨーロッパでは輸送密度が（一日平均キロ当たり利用者数）が五、〇〇〇人であるところ、日本の国鉄は、二五、〇〇〇人と五倍の密度をもっているとしています。他の交通機関との比較では、国鉄は中距離帯では五一%のシェアをもっており、そのシェアは今後も続き、近距離では、「通勤・通学等の定期客を中心とした輸送量は比較的堅調に推移する」とします。ヨーロッパの国鉄の五倍の効率をもち、中距離で過半数のシェアをもち、膨大な地域交通では、これからも伸びるとされる企業がやって行けないはずがないではありませんか。

しかも「答申」は、「わが国では、欧米諸国と比べて都市への人口集積度が高く、また狭隘な国土に都市が連鎖状に分布しているという地理的な特色があるため、大量の旅客の移動を高速で、かつ定時に輸送し得るという優れた特性を有する鉄道の果たす役割は大きい。」とするのです。まさに「答申」の立場によつても、国鉄は、「充分収益性のある事業としてその責任を果たし続けることが可能である。」ということになるのです。

ここまでみてくると、「分割民営」化を行なうまでもなく、国鉄の再建は充分可能だとみざるを得ません。債権者の協力を実現し、長期債務を長期棚上げをし、利息のかからない国家資金を適切に導入し、あわせて政府と財界が食いものにする無駄をはぶき、国鉄の企業活力を充分にいかしきればよいのです。そのことを明らかにすることが「答申」を批判する国民的力となっていくと考えます。

3. 私たちの要求

運動発展のためには、国鉄問題についての私たちの要求を明確にすることが求められています。私たちの討論もまだ不充分ですが、とりあえず、次のような試案を提起してみます。

(1) 国鉄労働者の一人の首切りも許さない

「答申」は、この二〇ヶ月という短期間に一〇万人もの国鉄労働者の解雇、首切りを強行しようとしています。私たちは、まず、この首切りを絶対に許さずに国鉄労働者を雇用しつづけることを要求します。この一〇万人の首切りは決して国鉄労働者だけの問題ではありません。これだけの大量解雇は一企業の解雇というにとどまらず、政府が全国的に国家権力を使って強行するものとして、「解雇自由法理」が労働法制の根本的改悪として登場することを意味するでしょう。しかも、国鉄労働者は、日本国有鉄道法第二九条で「その意に反して、降職されることがない」と本来、民間労働者に比べて身分保障をうけているのですから、この強行はそのような保障のない民間への大きな影響をもたらすでしょう。それは結局、憲法二七条「すべて国民は、勤労の権利を有する」という憲法の勤労権の侵害にもつながるとみざるをえません。

また、北海道の事態に象徴されるように、「大量離職、不況に追いうち」「これらの大

量離職者を道内で吸収できる可能性が絶無だからだ」（七月二七日付朝日新聞）と、これらの大量解雇は地域経済の破壊にもつながるものであり、到底認めるわけにはいきません。

(2) 私たちは、安全な国鉄を要求します

今、日本航空機の墜落事故を契機として公共交通の安全性確保が国民的課題となっています。日航の事故が、利益優先、整備無視の体制と、労働者の権利無視、ファッショナル業務管理に原因があることが次々と明らかになっている現在、私たちは、「分割民営」化の路線が国鉄の大量事故をうみだし、国鉄が第二の日航となることを心から危惧するものです。

現在の国鉄をみても、二〇年をこえた東海道新幹線の全面改修など営利追及だけでは果たしえない安全上の設備投資が求められています。「分割民営」は結局、そのことの軽視につながるでしょう。そもそも国民にとっては、安全は交通機関である限り国鉄は「黒字」だと理解してよいのです。作家であり、鉄道ファンである宮脇俊三さんは、「もちろん国鉄には批判されるべき点は多々ある。しかし、安全と正確こそが最も大切なのであって、この二つが満たされている以上、大改革の必要はない。従業員の態度とか座席が窮屈だといったことは二の次である。利用者の立場からすれば国鉄は頼りになる鉄道なのだ。」（八月一日付読売新聞）と述べていますが、この意見は国民的な声です。

後発的に民間化し、充分な蓄積もないまま、鉄道部門だけで、一年目から黒字を強制される民営「国鉄」、それは現在の私鉄以上に安全無視の鉄道となる危険性を強く感じざるをえません。

(3) ローカル線の存続を要求します

私たちは、基本的に現在の地方公共線の存続を要求します。それは、地方公共線が国鉄経営悪化の原因で全くなく、また現に、お年寄、学生さんと、その地方線を利用する皆さんがいるからなのです。

現在、地方公共線が、通勤、通学、そして通院の足として欠かすことができない実態が次々と報告されています。その実態を知るにつけ、地方公共線が、「すべて国民は健康で文化的な生活営む権利を有する」とする憲法二五条生存権保障の一環であり、和歌山線訴訟原告団の皆さんを中心にするすめられている交通権の保障の中身となっているからなのです。

また私達は、政府が、「答申」の立場をすすめ、「分割民営」化、そして地方公共線廃止を強行しようとするならば、憲法第九五条のいう住民投票を行なうことを要求します。地方公共線の廃止は、その地方自治体に特別の影響を及ぼす事項として憲法にもとづく住民投票によってその過半数の支持をえられなければ法制化できません。更に、私たちは、政府が憲法を無視して住民投票を行わないとする、地方自治体が、その独自の権限で住民投票をよびかけ、地方公共線廃止について賛否を問われることを強く要望するものです。

(4) 全国一元的公社制度の存続を要求します

「答申」は、国鉄の最大の問題は、全国一元的な公社制度にあるとして「分割民営」化をおしすすめようとしています。しかしその論拠が破綻していることは、今や明白となっています。

私たちは、その上で、国鉄は、全国一元的公社制度のもとでこそ次のとおり国民のための国鉄へと発展していくだらうことを確信します。

- ① 国民にとって国鉄は、最も安全な交通機関として充分に信頼にたるものだからです。
- ② 国鉄の経営は国の適正な援助で充分再建可能であり、国の援助は、公社制度のもとでこそ、国民的合意の援助が可能だからです。
- ③ 国鉄の土地は、国民の共同財産として、あくまでも公共用地として存続し共同利用をはからなければなりません。
- ④ 国鉄に対する固定資産税などの優遇措置も公社制度のもとでこそうけることが可能です。
- ⑤ 今後、国鉄が東海道新幹線の全面改修を行い、また真に民主的な事業の拡大を行なうなど必要な設備投資を行なうとき、適切な国家資金の援助をうけるためにも公社制度こそが妥当します。
- ⑥ そして、現在の国鉄以上に政府と財界の食いものにさせないためにこそ、公社制度を維持して国民的監視を強めることが求められているのです。
- ⑦ 分割の問題点は多くを語るまでもありません。運賃の点でも、安全の点でも、分割国鉄が国民にプラスになることは全くありません。

私たちは、「民営分割」に反対し、全国一元的な公社制度の存続を要求します。

おわりに

私たちの運動もまだはじまつたばかりです。しかし、心強く思うのは、この運動が着実に前進していること、このようなささやかな運動が他にも、東京に、全国にうまれてきていることです。このシンポジウム報告の最後に私たちは、全国に無数のセクトを超えた地域共闘組織が、東京で、全国でガッチャリと手をつなぎあって交流し、前進することを中心から呼びかけたいと考えています。そのことの実現によって、国民の国鉄を実現し、二〇ヶ月を切ろうとする分割民営に反対する運動も勝利するのではないでしょうか。

アフガニスタンの選挙と“斯瞞のドクトリン”

現在、アフガニスタンでは史上初の自由民主選挙——ジルガ（人民代表評議会）と呼ばれる地方権力機関の選挙——が行われている。米国を先頭とする帝国主義反動勢力が新生アフガニスタンに対して実施している宣戦布告なしの戦争によって困難な状況が続いているにもかかわらず、アフガン暦二三六四年末（一九八六年三月二〇日）までに、カブール、バダクシャーン、ナンガルハール、バルフ、ニムローズの五大州での地方選挙が実施される。

ジルガはアフガニスタンに住む民族や部族の伝統的な自治機関で、国民全体に関わる最も重要な問題を解決するためにローヤ・ジルガ（国会）が再三招集されてきた。四年前、ローヤ・ジルガでヒトラー・ドイツとのあらゆる形の協力を断固拒否することを全会一致で決めたし、本年初めにはアフガニスタン革命評議会と政府の実施する内外政策を完全に承認した。

残念なことにアフガニスタンの実生活は日本の人々にはよく知られていない。アフガン革命が一一〇〇万の農民を封建地主や高利貸への借金から解放したこと、土地改革によって三三万世帯余りの農民が無償で国から約七〇万haの分与地を受け取ったこと、ソ連や他の社会主義諸国の援助でこの数年間に九五の経済施設が国内に建設され、労働者、職員の賃金が三割強も増えたことなどが報道されていないのだ。読み書きを習得した人の数も年末までに一五〇万人になる。昨年度の国民所得は一四・三%増え、貿易高は一六億八〇〇〇万ドルと予想水準を二五%近く上回った。

アフガニスタンと非同盟諸国との協力も順調に発展している。さきごろニューデリーで行われたインド・アフガニスタン貿易経済・技術協力合同委員会の実り多い活動の結果、インドは対アフガン技術援助高を大幅に増やす予定だ。

日本のマスメディアにはこのようないい事実を報道する余地がない。集中的な反アフガニスタン宣伝を流すのがせいぜいなのだ。レーガン米大統領自身が“レーガン・ドクトリン”的精神でこの心理的破壊工作キャンペーンの音頭をとっている。先日レーガンは、ニカラグア、アフガニスタン、カンパチア、アンゴラの反革命分子に対する米国の援助を改めて公けに承認し、テロリストやCIAの雇い兵を“米国のパートナー”と呼んだ。

それに呼応して米国議会は、CIAとペントAGONが武装雇い兵を維持するのに費している数千万ドル、数億ドルに加えて、アフガン反革命分子に“宣伝・情報のやり方”を教えこむためにUSAに渡る経費五〇万ドルを承認した。アフガニスタンに対する大規模な心理戦争は西独でも展開されており、バクタル通信が伝えるところによれば、“ゲッベルス並みのうそと中傷の精神で”反アフガニスタン、反ソのテレビ・フィルムが制作された。“ゲッベルス方式”を使えば、CIAに都合のよいことをでっちあげができるが、事実に基づく情報も時にはマスコミに流れることがある。西独のトデンヘファー国會議員と、個人的にジエララバード電力系統破壊工作に加わった西独軍のコトヌイ少佐が再びにわたって反革命暴徒と一緒にパキスタンからアフガニスタンに潜入していたことは周知の事実だ。ロンドンのデーリー・telegraph紙は、ベトナム戦争の経験をもつ米国の黒人イスラム教信者グループがアフガニスタンのテロリスト集団に合流していると報じた。新たな汚ない戦争に参加させるために三四歳の元海兵隊員アバル・シャフをボストンで募集したのがCIAか“ソルジャー・オブ・フォーチュン”（カネ目当ての雇い兵を集める組織）かはわからない。彼がイギリスのジャーナリストに語ったところによれば、彼をはじめ、米国のイスラム教信者二

○名がアフガニスタンで“聖戦”を実施しているのは信仰上の義務によるという。

米国人のジハド（聖戦）参加者は、アフガニスタンで三〇万人余りの聖職者が自由に宗教活動を行ない、この数年間にカブール市だけでも政府の資金で五七の寺院が新たに建てられ、五二七の寺院が修復されたこと、聖職者二〇〇人余りが暴徒に殺されたことを知るまい。

“レーガン・ドクトリン”はうその上に組み立てられている。この“欺瞞のドクトリン”はグローバルな規模に広がっているが、NYタイムズ紙が社説で警告した通り、たえず国民をだましている政府は結局自分自身を欺き始める。「ホワイトハウスは、アメリカの名のもとにニカラグアで実際に何が行われているのか知っているのだろうか」と同紙は問い合わせている。

同じ質問をアフガニスタン、カンパチア、アンゴラについて投げかけてみるべきであろう。そしてホワイトハウスは知っている。だからこそ、欺瞞によってこれらの国々での国家テロリズム政策を正当化し継続していくために必要な空気を作ろうとしているのだ、と確信をもって答えるべきだろう。

ニカラグア憲法の審議はじまる

ニカラグアのオルテガ大統領は、サンディニスタ民族解放戦線（FSLN）の指導部が作成した国の基本法の草案を公式に議会に提出した。これによつて共和国の社会生活の重要な段階が始まった。この段階は憲法の採択によって終了するはずだ。

今日のニカラグアでの憲法採択手続きは、国の政治的前衛が自国民に対する義務に忠実であることを物語つており、FSLNこそが今まで共和国を進歩的変革の道に導く最も権威ある勢力であり続けていることはつきりと裏付けている。ニカラグア国民は、ワシントンの“宣戦布告なしの戦争”的引き起こした多大な困難や犠牲にもかかわらず、サンディニスタがめざした路線が一貫して実施されていることを目のあたりにしている。

共和国の基本法の審議はまた、何よりもラテンアメリカにとって大きな国際的意義をもつてゐる。この問題に関する初期の議会討論の過程で明らかになつたとおり、今後の変更や修正とはかかわりなく、まさに地域で最も民主的な憲法の一つの作成が行われているのだ。ニカラグア憲法は、国の独立と主権、搖ぎない反帝志向、すべての国民の幅広い権利、労働者の国政への決定的な参加を国の最高の財産と宣言することを使命としている。

ニカラグアからの今回の便りは、ボトマック河畔で定例の怒りの発作を引き起こしているが、それも当然だ。いうのも、“サンディニスタ政権さん奪者”であり、彼らは不幸な同国人のことを眼中に置いていない、というワシントンのお得意の神話が、文字通り目前でくずれつつあるからだ。

ニカラグア憲法の作成は、共和国の敵たちにとつては一年ほど前に行われた選挙に劣らぬほど強い打撃なのだ。選挙は国民の自由な意思表示だったが、今回改めて、FSLNとすべての住民層とのオープンな対話の意義が裏付けられ、サンディニスタが国家経済の多重的な性格を今後も維持する、他の政党の活動を阻止しない、言論、出版、信教の自由を保障する。少数民族の自治権を拡大するといった用意のあることが裏付けられている。

帝国主義の反動があらゆる陰謀にもかかわらず、ニカラグア革命は、眞の人民国家の基礎づくりをめざす創造的な計画を着実に実行しつつある。